



議会日誌 (8月1日～10月31日まで)

- 8月
  - 10日 議会運営委員会
  - 18日 茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
  - 19日 石岡地方斎場組合議会定例会
  - 23日 産業建設委員会
  - 24日 霞台厚生施設組合議会臨時会
  - 25日 総務委員会
  - 30日 議会運営委員会 全員協議会
- 9月
  - 5日 文教厚生委員会
  - 6日 議会運営委員会
  - 6日～23日 全員協議会
  - 7日 平成28年第3回定例会
  - 7日 議会運営委員会
  - 12日 全員協議会
  - 12日 議会運営委員会
  - 14日 文教厚生委員会
  - 15日 産業建設委員会
  - 15日 平成28年第3回定例会議案審査 特別委員会
  - 15日 一般会計決算審査特別委員会
  - 特別会計・水道事業会計決算審査 特別委員会
- 10月
  - 3日～4日 湖北環境衛生組合議会視察研修
  - 12日～13日 総務委員会視察研修
  - 17日 新治地方広域事務組合議会定例会
  - 18日～19日 石岡地方斎場組合議会視察研修
  - 20日 議会だより編集特別委員会
  - 21日 湖北環境衛生組合議会定例会
  - 28日 茨城県市議会議長会定例会
  - 31日 議会だより編集特別委員会
  - 霞台厚生施設組合議会定例会
  - 23日 議会運営委員会 全員協議会
  - 26日 一般会計決算審査特別委員会
  - 特別会計・水道事業会計決算審査 特別委員会
  - 27日 一般会計決算審査特別委員会
  - 28日 一般会計決算審査特別委員会
  - 29日 新治地方広域事務組合議会議員 視察研修

議会を傍聴して  
市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第4回定例会は、12月6日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



編集後記

我々市議会と致しまして、これまで築いて頂いた礎を大事にしなが、更なるかすみがうら市発展のために邁進してまいります。

議会だより編集委員 櫻井 繁行



特別多数議決とは？

合議体の意思決定は、通常過半数議決によりなされるが、特別の場合には、一定の過半数以上の多数決(例えば3分の2以上とか4分の3以上)を要求する場合がある。これを特別多数議決という。地方議会についても、自治法116条は、過半数の原則を定めるが、同法にはその例外として次のように特別多数議決の場合を定めている。

(1) 4分の3以上の同意を要するもの  
ア 議員の除名処分  
イ 長の不信任議決  
ウ 直接請求による副知事、副市長、村長等の解職議決

(2) 3分の2以上の同意を要するもの  
ア 地方公共団体の事務所の設定又は変更に関する条例  
イ 秘密会の開催  
ウ 議員の資格の決定  
エ 条例の制定改廃又は予算に関する議決に対する再議  
オ 特に重要な公の施設の廃止又は独占的な利用の処分

なお、特別多数議決の場合には、議長は裁決権を有しないが、表決権を有する。(新自治用語辞典より抜粋)

ご意見をお寄せ下さい